

就職支援

● 介護分野就職支援金

貸付対象 ①～③のすべての条件を満たす方
 ① 介護未経験者もしくは無資格で働いていた方や無職の方
 ② 介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所等又は訪問事業所若しくは通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した方、又は就労を予定している方
 ③ 下記のいずれかに該当する方
 ・介護福祉士
 ・実務者研修・介護職員基礎研修・介護職員初任者研修のいずれかの研修を修了した方
 ・訪問介護員(ホームヘルパー)1級または2級の課程を修了した方
 ・就職と同時に上に定める研修を受講される方

貸付金額 1回に限り20万円以内

免除業務 ②に記載する事業所に介護職員等として従事

● 障害福祉分野就職支援金

貸付対象 ①～③のすべての条件を満たす方
 ① 介護未経験者もしくは無資格で働いていた方や無職の方
 ② 障害者総合支援法等に定める障害福祉サービスを提供する事業所若しくは施設において主たる業務が利用者に直接サービスを提供する障害福祉職員として就労した方、又は就労を予定している方
 ③ 下記のいずれかに該当する方
 ・介護分野就職支援金③に該当する方
 ・居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従事者基礎研修、重度訪問介護従事者養成研修(基礎、または統合もしくは行動障害支援のうちいずれかの課程と応用を受講)、同行援護従事者養成研修(一般または応用を受講)、行動援護従事者養成研修、強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践を受講)のいずれかを修了した方
 ・就職と同時に上に定める研修を受講される方

貸付金額 1回に限り20万円以内

免除業務 ②に記載する事業所に障害福祉職員として従事

● 潜在保育士就職準備金

貸付対象 ①～②のすべての条件を満たす方
 ① 愛知県内の保育所等(*)に2年間、週20時間以上勤務できる方 (* 保育所等とは、児童福祉法等に規定する施設、事業所等です。詳しくはホームページでご確認ください。
 ② 保育士登録又は保育士として離職後3か月以上経過している方

求職登録 就労するまでに、愛知県福祉人材センター又は豊橋市福祉人材バンクに求職登録が必要です。

貸付金額 1回に限り40万円以内

免除業務 保育所等に保育士として従事

● 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

貸付対象 ①及び②、①及び③のいずれかを満たす方 (* 保育所等とは、児童福祉法等に規定する施設、事業所等です。詳しくはホームページでご確認ください。
 ① 愛知県内の保育所等(*)に2年間、週20時間以上勤務できる方
 ② 保育士登録又は保育士として離職後3か月以上経過している方であって、未就学児を持つ方
 ③ 県内の保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する方

貸付金額 保育料の半額(月額の上限2.7万円) 最大32.4万円

免除業務 保育所等に保育士として従事



福祉の分野で働く方を応援します!

問い合わせ先

社会福祉法人
愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒461-0011 名古屋市中区白壁1丁目50番地 愛知県社会福祉会館5階
 電話 (052)212-5519 FAX (052)212-5520



HP > 福祉の貸付/相談のページ > 資格取得や就職支援のための貸付

福祉のお仕事に関する

総合版

資格取得

就職

への支援制度のご案内

返済免除付き



資格取得支援

資格の種類	支援の種類	貸付額	全額免除に必要な就労期間	申込先
介護福祉士	修学資金等	2年間 最大168万円 4年間 最大296万円	5年間 在職が1825日以上かつ、業務従事900日以上	在学中の養成施設
	福祉系高校修学資金等	3年間 最大44万円	3年間 在職が1095日以上かつ、業務従事540日以上	在学中の福祉系高校
	実務者研修受講資金	20万円以内	2年間 在職が730日以上かつ、業務従事360日以上	在学中の養成施設
社会福祉士	修学資金等	1年間 最大100万円 (1年以上の場合もあり)	5年間 在職が1825日以上かつ、業務従事900日以上	在学中の養成施設
保育士	修学資金等	2年間 最大160万円	5年間	在学中の養成施設

就職支援

支援の種類	必要な資格・研修	貸付額	全額免除に必要な就労期間	必要な実務経験	申込先
再就職準備金	初任者研修以上	40万円以内	2年間 在職が730日以上かつ、業務従事360日以上	1年以上 (在職が365日以上かつ、業務従事180日以上)	愛知県福祉人材センター
介護分野就職支援金		20万円以内	2年間 在職が730日以上かつ、業務従事360日以上	無	
障害福祉分野就職支援金		20万円以内	2年間 在職が730日以上かつ、業務従事360日以上	無	
潜在保育士就職準備金	保育士	40万円以内	2年間 (週20時間以上)	無	
未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付		保育料の半額 (月額の上限2.7万円) 最大32.4万円	2年間 (週20時間以上)	無	

(注)就職先、申請方法、要件など、詳しくはホームページ等でご確認ください。

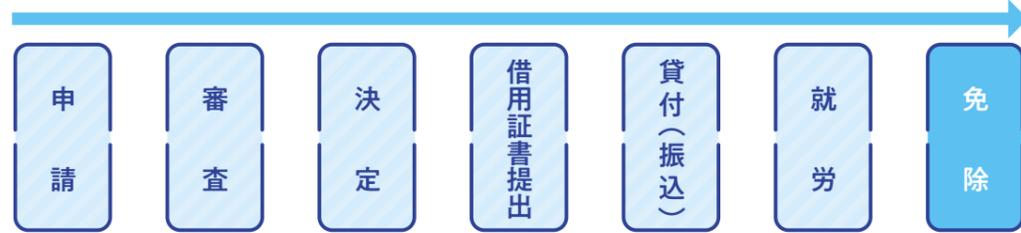
問い合わせ

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会福祉人材センター
 〒461-0011 名古屋市中区白壁1丁目50番地 愛知県社会福祉会館5階
 電話 (052)212-5519 FAX (052)212-5520



各貸付制度に共通する項目

① 事務の基本的な流れ



- ② 連帯保証人が必要です。(申請者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人)
- ③ 免除の要件を満たさない場合は、返還となります。
- ④ 免除を受けるまで毎年4月に就労の届出が必要です。
- ⑤ 免除に必要な就労期間は、愛知県内の指定された事業所で就労を継続する必要があります。
- ⑥ 災害、疾病、親の介護などの場合は、就労が猶予される制度もあります。
- ⑦ 過去に同じ目的の修学資金又は準備金の貸付を受けられた方は、対象外となる場合もあります。
- ⑧ 申請に必要な書類
 必須：申請書、保証書兼誓約書、連帯保証人の印鑑登録証明書、連帯保証人の所得証明書、該当通帳の写し、借用証書
 その他：振込口座申込申請書、推薦状、利用計画書、内定・決定証明書、従事期間証明書、資格・研修修了書(写)、業務等従事届、申請者本人の印鑑登録証明書、在留カードの写し
 (注)その他は貸付の種類によって提出書類が異なります。
- ⑨ 年度ごとの予算があるため、予算に達した場合には貸付けできない場合があります。
- ⑩ 就職支援の貸付対象はすべての要件を満たす必要があります。

資格取得支援

● 介護福祉士修学資金

貸付対象	国や愛知県の指定する介護福祉士養成施設に在学中の方
貸付金額	修学資金 月額5万円以内 入学準備金 20万円以内(入学年度) 就職準備金 20万円以内(卒業年度) 国家試験受験対策費用 4万円以内(1年度あたり) 生活費加算 愛知県社会福祉協議会が定める額(生活保護世帯等の方)
資格登録	国家試験に合格し、介護福祉士資格の登録が必要です。
経過措置	国家試験に不合格・不受験でも(公財)社会福祉振興・試験センターに登録申請することにより5年間の有期限の介護福祉士の登録を受けることができます。(令和9年3月まで)
法人保証	外国人留学生の場合は、法人保証の制度もあります。
免除業務	愛知県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱第9に規定する「指定業務」

● 福祉系高校修学資金 介護福祉士

貸付対象	愛知県内の福祉系高校に在学中の方
貸付金額	修学準備金(入学金を除く) 3万円以内(入学年度) 介護実習費 3万円以内(1年度あたり) 国家試験受験対策費用 4万円以内(1年度あたり) 就職準備金 20万円以内(卒業年度)
資格登録	国家試験に合格し、介護福祉士資格の登録が必要です。
経過措置	国家試験に不合格・不受験の場合は、国家試験受験資格(見込み含む。)取得後、5回目に行われる国家試験まで受験できます。
免除業務	愛知県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱第9に規定する「指定業務」

● 実務者研修受講資金 介護福祉士

貸付対象	国や愛知県の指定する介護福祉士実務者研修施設に在学中の方
貸付金額	受講資金 在学中1回に限り20万円以内
資格登録	国家試験に合格し、介護福祉士資格の登録が必要です。
経過措置	国家試験に不合格・不受験の場合は、国家試験受験資格(見込み含む。)取得後、5回目に行われる国家試験まで受験できます。
免除業務	愛知県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱第9に規定する「指定業務」

● 社会福祉士修学資金

貸付対象	国や愛知県の指定する社会福祉士養成施設に在学中の方
貸付金額	修学資金 月5万円以内 入学準備金 20万円以内(入学年度) 就職準備金 20万円以内(卒業年度)
資格登録	国家試験に合格し、社会福祉士資格の登録が必要です。
経過措置	国家試験に不合格・不受験の場合は、国家試験受験資格(見込み含む。)取得後、5回目に行われる国家試験まで受験できます。
免除業務	愛知県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱第9に規定する「指定業務」

● 保育士修学資金

貸付対象	愛知県の指定する保育士養成施設に在学中の方
貸付金額	修学資金 月5万円以内 入学準備金 20万円以内(入学年度) 就職準備金 20万円以内(卒業年度) (就職準備金のための申請も可能です)
資格登録	保育士資格の登録が必要です。
免除業務	愛知県社会福祉協議会 保育士修学資金貸付規程施行細則第5条に規定する「指定業務」

就職支援

貸付金の使用目的



● 再就職準備金

貸付対象	①～⑤のすべての条件を満たす方 ① 下記のいずれかに該当する方 ・介護福祉士 ・実務者研修・介護職員基礎研修・介護職員初任者研修のいずれかの研修を修了した方 ・訪問介護員(ホームヘルパー)1級または2級の課程を修了した方 ② ①に掲げる方において、介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所等又は訪問事業所若しくは通所事業を実施する事業所に、介護職員等(*)としての実務経験を1年以上(雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上)有する方 (*)介護職員等とは、社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等の業務に従事する方 ③ 愛知県内に所在する②と同要件の事業所に介護職員等として就労した方、又は就労を予定している方 ④ 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就職するまでに愛知県福祉人材センター又は豊橋市福祉人材バンクに求職登録を行った方 ⑤ 直近の介護職員等としての離職から再就労するまでの期間が3か月以上である方
求職登録	直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労するまでに、愛知県福祉人材センター又は豊橋市福祉人材バンクに求職登録が必要です。
貸付金額	1回に限り40万円以内
免除業務	②に記載する事業所に介護職員等として従事